

八雲町地域おこし協力隊員募集要項

八雲町は、北海道渡島半島の北部にあり、「太平洋」と「日本海」の2つの海に面し、農業・漁業を基幹産業とした豊かな自然と資源に恵まれたまちです。八雲町の西部（日本海側）に位置する熊石地域は、アイヌ語の「クマウシ」（魚の干す竿のあるところ）が由来となっており、美しい海岸線や溪谷、温泉、キャンプ場など豊かな自然環境に恵まれています。

人口減少や少子高齢化が進行する中であって、地域の潜在的な力を引き出し、それを最大限に生かすことが求められています。八雲町の中でも特に熊石地域では現在、深刻な少子高齢化と生産年齢人口の減少に直面しており、医療・福祉・介護や保育の現場における担い手不足が深刻な課題となっています。

こうした状況のなかで、地域のシニア世代がいつまでも元気に活躍できる場をつくり、同時に子どもたちが自然豊かな熊石で健やかに育つ環境を守るため、「地域支え合い・子育て支援員」を募集します。地域住民の「困りごと」に寄り添い、子どもから高齢者までが笑顔で交わる温かいコミュニティを一緒に育んでくれる方をお待ちしています。

- 1 募集人数 1名
- 2 採用予定日 令和8年11月1日（応相談）
- 3 募集職種 地域支え合い・子育て支援員

4 募集職種概要

地域住民や福祉・保育関係者と連携し、高齢者の介護予防活動のサポート、子どもたちの成長を見守る活動（保育園や放課後の居場所づくり）を行っていただきます。

専門的な知識が最初からなくても大丈夫です。役場スタッフや地域の方々と一緒にチームで動きますので、一人で抱え込む必要はありません。まずは地域の方々や子どもたちと仲良くなることからスタートします。

（1）地域支え合い体制の推進とシニアの活躍支援

- ・高齢者の生きがいづくりや、シニア世代が特技・経験を活かして活躍できる場（見守り活動や地域イベントなど）のサポート。
- ・健康維持や介護予防につながるサロン活動などへのお手伝い。

（2）子どもたちと地域のシニア世代をつなぐ「ふれあい」のサポート

- ・保育園児や小学生たちが、地域の高齢者の方々とのお楽しみ会やふれあいの場をコーディネートします。
- ・シニア世代の得意なこと（手芸、野菜作りなど）を子どもたちに伝える機会を、地域のサロン等と一緒に作ります。

（3）地域の子どもの成長を見守る活動（保育園・放課後子ども教室）

- ・町立くまいし保育園での保育サポート。
（海や山に囲まれた熊石の自然環境をのびのび活かした保育の補助や、園の行事のサポート、日々の見守り。）
- ・放課後子ども対策事業（小学生の居場所づくり）のお手伝い。
（小学生たちの放課後や長期休暇（夏休みなど）に、一緒に遊んだりしながら安全に見守る活動。）

（4）熊石地域での子育て環境の魅力発信と、訪れた人のご案内

- ・豊かな自然のなかで育つ子どもたちの様子を、写真やSNSなどで町の内外へ発信します。
- ・「熊石での子育て」に興味を持って見学や体験に訪れた親子がいたときに、優しく出迎えて案内する窓口・案内役を務めていただきます。

（5）広報、SNSによる隊員活動や町の魅力に関する情報発信

- ・日々の活動の様子や、出会った地域の魅力について情報発信を行います。

5 募集対象

- (1) 子どもや高齢者、地域の方々と明るくコミュニケーションを取りながら、「地域の暮らしを支えること」に喜びを感じられる方。
- (2) 最長3年間の活動期間終了時に、八雲町において起業もしくは就業し定住する意欲のある方、または活動を通じて地域に認められた場合、引き続き「集落支援員」等として地域活動を継続する意欲のある方。
- (3) 保育士または幼稚園教諭免許を取得されている方、または取得見込みの方。
※資格がない方でも、子どもが好きな方や福祉に興味がある方なら大歓迎です。
(採用後、北海道の子育て支援員研修の受講を町が全面的にバックアップします)。
- (4) 3大都市圏（首都圏・中京圏・近畿圏）を始めとする都市地域（過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない市町村）に在住で八雲町に住民票を移すことが可能である方。
- (5) 普通自動車運転免許証を取得している方。（AT限定可）
- (6) ワード、エクセルなどの一般的なパソコン操作のできる方。（SNS等での情報発信が得意な方歓迎）
- (7) 熊石地域に居住できる方。

6 勤務地 八雲町熊石地域

7 勤務時間等

- (1) 月曜日から金曜日までの、8時30分から17時00分までとします。ただし、業務内容により勤務時間帯及び勤務日が変則勤務となることがあります。（土曜日、日曜日、国民の祝日勤務の場合は振替休日となります）
- (2) 年次有給休暇、忌引休暇のほか、フレックス休暇5日間などの特別休暇があります。（会計年度任用職員制度に基づく）
- (3) 休憩時間は正午から13時00分までとします。ただし、勤務時間帯によって変動することがあります。
- (4) 副業は、本業（協力隊業務のこと）に支障のない範囲で可能ですが、事前の許可が必要です。

8 雇用形態及び任期

- (1) 八雲町の会計年度任用職員として八雲町長が委嘱します。
- (2) 任期は、採用日から1年以内とし、最長3年まで延長することができます。

9 待遇及び福利厚生等

- (1) 賃金：月額**250,645円**
※上記の月額賃金に加え、11月～3月は寒冷地手当が支給されます。
 - ・世帯主（扶養あり）／月17,500円
 - ・世帯主（扶養なし）／月12,200円
 - ・その他／月7,000円
- (2) 健康保険、厚生年金、雇用保険等に加入します。
- (3) 赴任に要した公共交通機関運賃を町が50,000円を上限に支給します。
- (4) 任用期間中の住居は町営住宅を用意します。
町は住宅借上料等の月額50,000円を上限として負担しますが、入居時の敷金（家賃2か月分）については、自己負担とします（退去時に返却されます）。
また、光熱費、通信費等は自己負担とします。
- (5) 活動に必要な自動車は町が用意しますが、公務以外での使用はできません。
- (6) 業務に必要なパソコンは町が用意します。

10 応募方法

- (1) 令和8年 月 日 () までに、応募用紙(様式1、町ホームページにてダウンロード可)を全て記載し、写真を貼付のうえ、メールで提出してください。

なお、提出された書類は返却しませんので、ご了承ください。

- (2) 問い合わせ、応募先

〒049-3121 北海道二海郡八雲町上八雲 296 番地 1

birch 株式会社(担当者: 赤井義大)

電話 090-1230-2808 メール: yoshihiroakail0@gmail.com

※地域おこし協力隊募集業務の委託先

11 選考

- (1) 1次選考 書類選考を実施します。

- (2) 2次選考 1次選考合格者を対象に面接試験(対面・オンライン応相談)を実施します(面接試験に係る交通費や通信料等の支給はありません)。詳細な日時等は1次選考結果を通知する際にお知らせします

- (3) 健康状態の確認

2次選考合格者(採用内定者)は健康診断を受診していただき、診断書を提出していただきます。※診断書料は町が負担します。

12 その他

募集に関する質問は、電話又はメールで行ってください。質問に対する回答は、質問者に対して電話又はメールで回答します。